

ゼニガタアザラシ保護管理検討会設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「ゼニガタアザラシ保護管理検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、えりも地域のゼニガタアザラシ個体群の安定的な存続とゼニガタアザラシによる水産業被害の軽減を図ることを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会においては、保護管理計画の作成のために必要な次の事項を総合的に検討する。

- (1) ゼニガタアザラシによる漁業被害の防除に関する事項
- (2) ゼニガタアザラシの個体数調整に関する事項
- (3) モニタリング手法に関する事項
- (4) その他、適切な保護管理のために必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第5条 検討会は、座長が議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自ら検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 5 検討会は、冒頭のみ公開とする。検討会の概要については、検討会終了後説明するとともに、議事概要をホームページに公表するものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所より委託された者が努める。

(その他)

第7条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

第8条 この要綱は、平成24年4月28日から施行する。